

○男鹿地区消防一部事務組合市村負担金に 関する特例要綱

昭和49年1月1日
要綱第1号

改正 平成17年3月22日要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、男鹿地区消防一部事務組合同規約（昭和48年規約第1号）第11条第2項の男鹿地区消防一部事務組合（以下「組合」という。）の経費の支弁の方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

(支弁の方法)

第2条 組合市村が負担する共通経費のうち、人件費に関わる特別負担金の負担方法は、次号のとおりとする。

- (1) 退職勧奨しう等により、退職した職員の退職手当金支給のため、退職手当組合に特別負担金を納付する場合の負担割合は、次によるものとする。
 - イ 組合の発足した昭和48年6月1日以前の在職した年数に相当する負担金は、当核市村で負担するものとする。

附 則

この特例要綱は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則

この特例要綱は、平成17年3月22日から施行する。